

## 高島町公告第6号

令和5年2月7日

高島町長 高梨 忠博

### 高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札の公告

高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6、高島町財務規則（昭和61年3月規則第4号。以下「規則」という。）第96条及び高島町新庁舎建設工事に係る条件付き一般競争入札実施要綱（令和5年2月告示第11号）第9条の規定に基づき公告する。

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 高島町新庁舎建設工事
- (2) 工事の場所 高島町大字高島地内
- (3) 工事の概要 高島町役場新庁舎、附属棟建設に伴う建築一式工事、電気設備工事、  
機械設備工事
- (4) 構造・規模 庁舎棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建  
床面積 5,455.12㎡  
付属棟 鉄筋コンクリート造 平屋建  
床面積 128.57㎡
- (5) 工 期 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (6) 予 定 価 格 事後公表
- (7) その他条件 庁舎棟ZEB化に係る建築一式工事、電気設備工事及び機械設備工事は、後日発注する別途工事とするものとする。

#### 2 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 高島町大字高島436番地 高島町役場 第3会議室（3階）
- (2) 日 時 令和5年4月3日（月）13時30分

#### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札参加者の資格

① 工事の施工方法等

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とする。

② 共同企業体の構成基準

ア 構成員の自主結成であること。

イ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型）又は構成員がそれぞれ分担工事を施工する分担施工方式（乙型）であること。

ウ 甲型の場合、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

エ 甲型の場合、構成員のうち最小の出資者の出資比率は、最低15パーセント以上であること。

オ 乙型の場合、分担工事額の割合に応じた出資であること。

カ 共同企業体の構成員数は、建築一式工事2社、電気設備工事1社、機械設備工事1社の4社とする。

③ 入札に参加する者に必要な資格及び共同企業体の構成員となる者に必要な資格に関する事項等

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 規則第108条第2項の競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

ウ 高島町競争入札参加資格者指名停止規程（平成13年5月告示第69号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 高島町建設工事請負契約約款（平成8年7月告示第69号）第49条第9号及び第11号の規定（暴力団排除条項）に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 構成員は、本工事について他の共同企業体の構成員となる事ができない。

④ 共同企業体の代表者となる者に必要な資格に関する事項等

ア 共同企業体の代表となる者は、山形県、宮城県又は福島県に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ又はロに該当する者を置く営業所に限る。以下同じ。）を有する者であること。

イ 建設一式工事の経営事項審査の総合評定値（P）が、1,200点以上の者であ

ること。

ウ 建築一式工事における建設業法第3条による許可を受けており、その許可区分が特定の者であること。

エ 平成25年4月以降に元請（共同企業体の構成員であった場合においては、当該共同企業体での出資比率が30パーセント以上の者に限る。）として公共施設（国土交通省告示別添2による建築物の類型第4号（第2類）、第7号、第8号及び第10号から第12号まで（第1類及び第2類）の建築物とする。）で延床面積3,000平方メートル以上かつ、主体構造がRC造、SRC造又はS造の新築工事を完成し引き渡した実績を有する者であること。

オ 対象工事において次の要件を全て満たす監理技術者（主任技術者）を専任で配置できるとともに、エの工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できるものであること。ただし、監理技術者（主任技術者）と現場代理人は兼任することができるものとする。

- ・ 1級建築施工管理技士、1級建築士
- ・ エの工事において、現場代理人又は専任の技術者（監理技術者又は主任技術者）として従事した経験を有している者。ただし、当該工事の途中で変更となっている場合は、経験として認めないものとする。
- ・ 建築業における監理技術者として従事するための資格要件を満たす者（監理技術者講習の受講から5年を経過していないこと。）
- ・ 監理技術者は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であり入札参加の申し込みのあった日以前に3か月以上雇用関係にある者
- ・ 許可業種の区分に関係なく、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっていない者。ただし、対象工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事の完成及び引渡しが見込みである場合は、この限りでない。
- ・ 健康保険及び厚生年金保険に加入している者

カ 配置する技術者については、次のとおりとする。

- ・ 配置予定技術者は、原則変更できないものとし、対象工事の契約時又は対象工事契約締結後に技術者を配置できないときは、町長が真にやむを得ないと認める場合を除き、契約を締結しない又は契約を解除するものとする。

- ・ 工事経験配置予定の技術者は、複数の候補技術者を予定することができる。
- ・ 同一の技術者について、重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合は、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに対象工事に係る書類の取下げを行うこととする。

⑤ 共同企業体の代表者以外の構成員となる者に必要な資格に関する事項等

ア 共同企業体の代表者以外の者は、山形県内に主たる営業所を有する者であること。

イ 建築一式工事、電気設備工事及び機械設備工事における建設業法第3条の許可を受けている者であること。ただし、乙型の場合の構成員は、その許可区分が特定の者でなければならない。

ウ 対象工事において次の要件を全て満たす技術者を専任で配置できるとともに、監理技術者（主任技術者）を常駐で配置できる者であること。

- ・ 1級建築士、1級施工管理技士、電気主任技術者、建築設備士、技術士
- ・ 建築業における監理技術者として従事するための資格要件を満たす者（監理技術者講習の受講から5年を経過していないこと。）
- ・ 監理技術者は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であり、入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にある者。
- ・ 許可業種の区分に関係なく、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっていない者
- ・ 健康保険及び厚生年金保険に加入している者

4 入札説明書の交付、設計図書の閲覧及び契約に関する事務を担当する課

東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 企画財政課 新庁舎建設推進室

電話番号 0238-52-1324

(1) 高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札参加資格の確認等

ア 受付期間 公告の日から令和5年2月24日（金）まで

（高島町の休日を定める条例（平成元年7月条例第25号）に規定する町の休日（以下「町の休日」という。）を除く。）

イ 受付場所 高島町役場 企画財政課 新庁舎建設推進室

ウ 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

エ 提出書類 高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及

## び添付書類

オ 提出方法 紙文書により持参又は郵送によるものとし、郵送による提出の場合は書留によるものとする。

カ 確認結果 事前審査により入札参加資格確認結果を申請者へ通知する。

### (2) 設計図書の閲覧及び貸出し等

ア 閲覧期間 入札参加確認結果通知の日から令和5年3月31日(金)まで  
(町の休日を除く。)

イ 閲覧場所 高島町役場 企画財政課 新庁舎建設推進室

ウ 閲覧時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

エ 貸出方法 電磁的記録媒体による貸出し

### 5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 規則第119条から第121条までの規定による。

### 6 政令第167条の6第2項に規定する事項

入札参加者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 7 その他必要な事項

(1) 低入札価格調査制度を適用する。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) 入札は、3回までとする。

(4) 詳細については、入札説明書による。